

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 59 号

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続

等に関する条例の一部改正について

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続

等に関する条例の一部を改正する条例

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例（平成 10 年函館市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 9 項において」を「同条第 9 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて」に改め、「同じ。」の後ろに「および法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第 1 項の」を「一般廃棄物処理施設の設置の届出の際に添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての」に、「同条第 2 項の」を「当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者の生活環境の保全上の見地からの」に改める。

第 2 条中「焼却施設」の後ろに「（以下「焼却施設」という。）」を加え、「施設」を「最終処分場」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段に規定する調査書の公衆への縦覧および同項後段に規定する意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

第 3 条第 1 号から第 4 号までの規定中「施設」を「焼却施設または最終処分場」に改め、同条第 5 号中「施設」を「焼却施設または最終処分

場」に、「一般廃棄物の最終処分場」を「最終処分場」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が法第9条の3の3第2項前段の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 焼却施設を設置しようとする者の氏名または名称
- (2) 焚却施設の名称
- (3) 焚却施設の設置場所
- (4) 焚却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焚却施設の処理能力
- (6) 調査の項目
- (7) 縦覧の場所
- (8) 縦覧の期間

第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、受託者に対し、前条第2項の縦覧の期間満了までの間、縦覧に供された調査書（法第9条の3の3第2項前段の規定により縦覧に供されたものに限る。）の写しの交付を求めることができる。

第6条に次の1項を加える。

2 法第9条の3の3第2項後段の規定による意見書の提出は、受託者に第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までにしなければならない。

第7条中「調査を」を「調査書に係る調査を」に、「調査書の」を「当該調査書の」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧および利害関係者の意見書の提出の手続について必要な事項を定めるため